

## 仮設校舎使用期間中の水泳授業について

### 1. 仮設校舎使用期間中の水泳授業の対応

第五小学校は仮設校舎使用期間中（令和7年～令和9年度）、第五中学校の敷地を共用して使用することとなりますが、水泳授業については、第五中学校のプールではなく武蔵野温水プールまたは民間の屋内温水プールで実施することを予定しています。

### 2. 既存の第五中学校プールを共用できない理由

①屋外プールのため、小中学校が共用すると、夏の期間に必要な水泳授業時間数を実施できないため。

②プールの水量を少なくし、水深を低くした場合でも、プールサイドまでが高く、児童がプールサイドに上がることができないため。

### 3. 移動について

貸切バスによる移動を検討しています。